

事務連絡

平成24年2月24日

経済産業省 地域主権改革担当 御中

内閣府地域主権戦略室

作用法に規定がある個別の事務・権限の移譲の検討に係る考え方について（照会）

平素より地域主権改革の推進に御協力いただき、ありがとうございます。

1月11日付事務連絡で照会させていただきました標記「作用法に規定がある個別の事務・権限の移譲の検討に係る「当てはめ案」について」に係る貴省からのご回答及び2月9日の「アクション・プラン」推進委員会における議論を踏まえ、当室で検討を行い、いただいた回答に関する当室の見解を作成しました。

つきましては、別添についての御見解を伺わせていただきたく、平成24年3月2日（金）17時までにご回答ください（様式任意）。

ご回答に当たっては、個別法律単位で包括的に記載の上、条項レベルで補足すべき点があれば適宜補足していただくとともに、必要に応じ、各制度を簡潔に説明した資料等議論を進めていく上で必要な基礎的な資料を添付いただくようお願いします。

また、いただいたご回答については、「アクション・プラン」推進委員会のメンバーを始めとする関係者間で共有させていただき、今後の地域主権推進担当政務、各省政務による政務折衝や両者に地方側代表を加えた協議等に活用させていただきますので、その旨あらかじめご承知おきください。

なお、今回お示しした見解で特に触れていない事務・権限についても、地方側からの意見提出や総務省（自治行政局）との協議が行われることから、関係者が合意したものではないことをお含みおきください。

作用法に基づく事務・権限について（経済産業局関連）

- 今回検討いただいた事務は、既に権限委任により、地方支分部局の長に職権が移っているものであるが、上級庁・下級庁の関係を前提とした指揮監督を通じて大臣の責任を全うさせようとしていたものと理解。
- 今回の取組は、国と地方は対等の関係であることを前提に、住民に身近な行政はできる限り地方自治体に委ねていこうとするものであるが、事務・権限の移譲の検討を進める中で、移譲後もなお残る大臣の責任を果たしていくための工夫（不都合の解決）に知恵を絞る必要があるので、今後とも御協力願いたい（別紙 1 参照）。

1.（様式 3 関連）移譲の例外とすべきとの回答のあったものについて

- 既に相当の努力を頂いているが、川端大臣も、2 月 9 日のアクションプラン推進委員会において、「移譲の例外はできるだけ少なくしたい」と述べており、更に議論を深める必要があることから、以下の点について質問。

（法定受託事務の場合）処理基準の作成及び処理基準に反した場合には是正の指示が可能であるなどを前提にし、別紙 2 のような工夫によって、不都合は解決できるのではないか。それでも解決できないとする理由は何か。

2.（様式 2 関連）条件付で移譲を検討すると回答のあったものについて

- 概ね現行法制の枠組みを尊重したものと評価。ただし、以下の点について質問

（1）「指示」について

- ・国の関与として「指示」が必要とし、「指揮・命令と同程度の統制的権限を有すると解すべき」（注 1）、「本省の指揮の下」（注 2）とあるが、その趣旨如何。また、機関委任事務のように、広域的实施体制の長を罷免する権限、広域的实施体制の条例制定権の排除（注 3）等を想定しているのか。

（備考）問題意識としては、今回の取組みでは、国・地方は上下関係ではなく、対等の関係であることを前提としたものであり、そのための趣旨確認。

（注 1） 3②犯罪による収益の移転防止に関する法律、3⑯商品投資に係る事業の規制に関する法律、3⑳割賦販売法、3㉑商品先物取引法

（注 2） 3⑥特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律、3⑧食品循環資源の再利用等の促進に関する法律、3⑪特定家庭用機器再商品化法、3⑬容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律、3⑮資源の有効な利用の促進に関する法律

（注 3） 憲法第 94 条「法律の範囲内で条例を制定することができる」、地方自治法第 14 条第 1 項「法令に違反しない限りにおいて～条例を定めることができる」旨の規定に留意。

(2) 「事後報告」について

- ・ ほぼ全ての事務・権限に事後報告をつけるよう求めている次の法律について、現行地方自治法の資料の提出要求（地方自治法第 245 条の 4 第 1 項）では不足か。

2 ⑫電気用品安全法、3 ⑰エネルギーの使用の合理化に関する法律、3 ⑱消費生活用製品安全法

(備考) 現行地方自治法では、事後報告は類型外関与であり、できる限り類型外関与の設定は抑制的であるべきとされるため、その必要性を確認するもの。

(3) 「法定受託事務」について

- ・ 自治事務から法定受託事務に区分を変更している事務を定める法律のうち次の法律について、「国が本来果たすべき役割」及び「国においてその適正な処理を特に確保する必要性」如何。

2 ①商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業の促進に関する法律、2 ⑫電気用品安全法、3 ①中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律、3 ③中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律、3 ⑨中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律、3 ⑩産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法、3 ⑰エネルギーの使用の合理化に関する法律、3 ⑱消費生活用製品安全法

(注) 法定受託事務（第一号）の定義：

法律またはこれに基づく政令により都道府県、市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであって、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの。（地方自治法地方自治法第 2 条第 9 項第 1 号）

法律名	工夫等
株式会社日本政策金融公庫法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国の関与等（注）を付与することにより、地方移譲しても臨機応変に対応できることとなると考えられるが、それでもなお不都合は解決できないものなのか。（注：関与としては、指示、助言・勧告等がある。）
中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基盤技術の指定は2～3年ごとに改正しているとしても、基盤技術の指定そのものではない研究開発計画の認定等について、国の関与等や、仮に法定受託事務と整理する場合の処理基準の設定によって不都合は解決できるのではないか。（現行でも、行政手続法に基づく審査基準が定められているのではないか。）
揮発油等の品質の確保等に関する法律	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国の関与等（注）を付与することにより、地方移譲しても臨機応変に対応できることとなると考えられるが、それでも不都合は解決できないものなのか。（注：関与としては、指示、助言・勧告等がある。）
電気事業法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電力の安定供給が重要であることは、ご意見のとおり。 ・ ただし、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 個々の許認可等の権限については、国の関与等や、仮に法定受託事務と整理する場合の処理基準の設定でもなお、不都合は解決できないものなのか。（現行でも、行政手続法に基づく審査基準が定められているのではないか。） ・ また、電気工作物（発電所等）や料金に係る情報についての指摘の不都合について、適切に情報共有が行われていれば、不都合は解決できるのではないか。
ガス事業法	<ul style="list-style-type: none"> ・ ガスの安定供給が重要であることは、ご意見のとおり。 ・ ただし、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 個々の許認可等の権限については、国の関与等や、仮に法定受託事務と整理する場合の処理基準の設定でもなお、不都合は解決できないものなのか。（現行でも、行政手続法に基づく審査基準が定められているのではないか。） ・ また、情報についての指摘の不都合について、適切に情報共有が行われていれば、不都合は解決できるのではないか。
信用保証協会法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該事務を本省で直接執行することを意図しているものなのか確認したい。
鉱業法施行法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国全体の観点から開発の妥当性等を判断する必要があるとのことだが、国の関与等（注）も付与しながら、地方移譲が可能となる方法はないか。（注：関与としては、指示、助言・勧告等がある。）

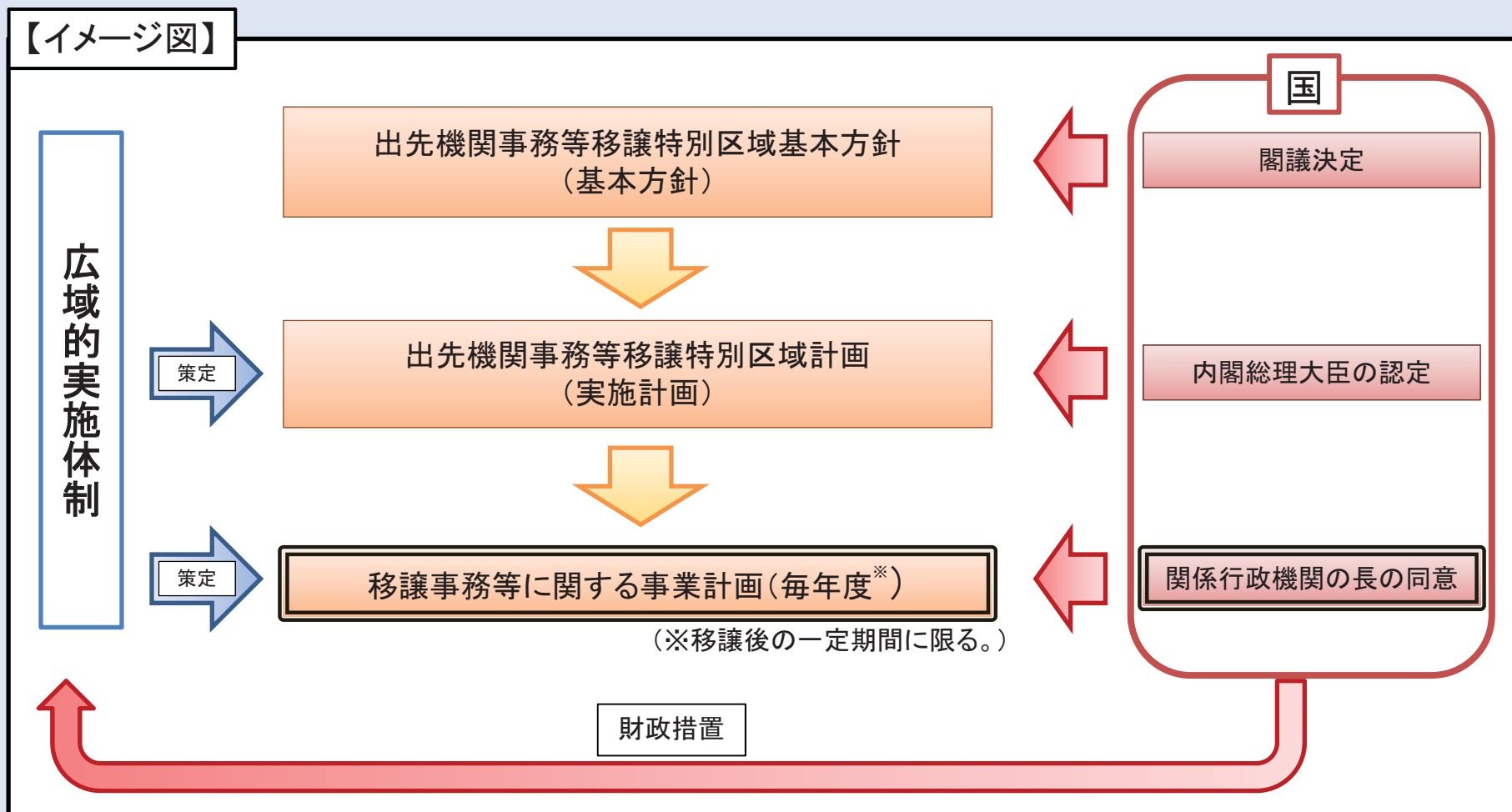
「国の権限・責任を確保するための新たな措置」
として講ずべき事項

- ① 大臣同意を要する事業計画の策定
- ② 法定受託事務の暫定的な拡大
- ③ 並行権限行使の活用

① 一定期間、移譲事務に関する毎年度の事業計画の策定と所管大臣の同意を要する仕組み

- ・財源措置と組み合わせることにより、移譲事務の確実な執行を確保。
- ・国として移譲事務の執行状況をチェックすることが可能。

【イメージ図】



② 法定受託事務の暫定的な拡大

- 自治事務と法定受託事務を区分する現行のメルクマールによることとするが、自治事務とした場合に不都合が生じると認められるものについては、他の地域においては依然として国が処理する事務であることを踏まえ、暫定的に法定受託事務とする。



- 処理基準として、通知で法令の解釈や許認可の基準、調査の様式など運用に係る幅広い事項を定めることが可能。
- 処理基準と異なる事務処理がなされた場合は、各大臣は是正の指示（法的拘束力有り）を行うことが可能。
- 許可、認可、承認、指示（法的拘束力有り）といった幅広い国の関与が可能。
- 一定の要件に該当する場合には、代執行も可能。

【参考1】法定受託事務は、自治事務に比べ、是正の指示、代執行等の国の強い権限が認められている。

○ 法定受託事務の場合

自治法上の関与の基本類型

- 助言・勧告(法245の4)
- 資料の提出の要求(法245の4)
- 指示(是正の指示(法245の7))
- 代執行(法245の8)

} 自治事務と同じ。

○ その他個別法に基づく関与が認められる。

- 協議、同意、許可・認可・承認、指示

法定が必要

- その他の関与

できるだけ設けない(法245の3②)。

○ 事務処理に当たり、基準を設けることが可能(法245条の3②)



○ 自治事務の場合

自治法上の関与の基本類型

- 助言・勧告(法245の4)
- 資料の提出の要求(法245の4)
- 是正の要求(法245の5)

○ その他個別法に基づく関与が認められる。

- 協議、同意、許可・認可・承認、指示

一定の場合に限定(法定が必要)

- 代執行及びその他の関与

できるだけ設けない(法245の3②)。

【参考2】法定受託事務には、包括的指揮監督権に匹敵する広範な関与の類型が認められている。

(地方自治法 § 245の4~8)

- 助言・勧告
- 資料の提出の要求
- 協議、同意、許可・認可・承認
- 指示
- 是正の指示
- 代執行

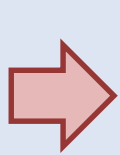
cf. 包括的指揮監督権

※代執行以外は、手段方法について法令の規定不要

- 執行状況調査権
 - 認可権
 - 訓令権
 - 取消停止権
 - 代執行
- 等

③ 並行権限行使の活用

- ・「並行権限の行使」とは、国の行政機関が、地方公共団体が処理している事務と同一の事務を、法令の定めるところにより、自らの権限に属する事務として処理するものであるが、この並行権限行使を適宜活用するものとする。



- ・国の立場から独自に行使すべき権限を、国の行政機関に留保。
- ・国が当該権限を行行使することにより、行政目的の達成、適法性の確保が可能。

【参考】

* 「地方分権推進計画」(平成10年5月29日閣議決定)では、
「自治事務として地方公共団体が処理する事項に関し、その性質上特に必要があるものについて、国民の利益を保護する緊急の必要がある場合」には、法律の定めるところにより、大臣は並行権限を行使できるとされている。

また、参議院においても、
「自治事務に関わる国の直接執行についても、地方公共団体の自主性及び自立性に極力配慮し、国民の利益を保護する緊急の必要があり、かつ、国がこれを行うことが不可欠である場合など、限定的・抑制的にこれを発動すること」とされている。

(平成11年7月8日 参議院「行財政改革・税制等に関する特別委員会」附帯決議)